

## 【近畿運輸局】

(別添様式)

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20251017	6	宝来株式会社(法人番号7120101060668) 代表者胡浩	ホウライカブシキガイシャ	大阪府貝塚市王子346番地の2	本社	大阪府泉佐野市葵町4丁目1-19	輸送施設の使用停止(70日車)	1	道路運送法第27条第3項	令和7年4月7日、同年5月2日及び同年5月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【一部作成なし】(運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(7)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし1名】(運輸規則第38条第2項)	10	7